

建設環境委員長報告

令和2年2月定例会（3月17日）

建設環境委員長報告をいたします。

今定例会において建設環境委員会に付託されました議案のうち、既に3月9日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計予算」など予算案16件、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案5件、「契約の締結について」など一般事件案5件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案及び第19号議案の予算案2件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、第2号議案「令和2年度島根県一般会計予算」については、多種多様な人権課題がある中で、同和問題についてのみ民間団体に運営費補助を行うのは、補助金のあり方として疑問である、地域住民の合意のないインフラ整備はすべきでない、防災事業や広域的な事業については市町村に負担を求めるべきではない等との理由から反対であるとの意見がありました。

また、第19号議案「令和2年度島根県水道事業会計予算」については、水道料金の受益者負担を軽減するための予算措置をとるべきであるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、いずれの議案も賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第2号議案「令和2年度島根県一般会計予算」についてであります。

まず、島根県環境総合計画の策定について、委員から、環境問題に関する諸計画が改定時期を迎えるにあたり、計画を一本化することは大変良いことである。県民に取り組みの重要性が伝わるよう、わかりやすい計画づくりをしてほしい。SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられている「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」や「気候変動に具体的な対策を」といったことも踏まえ、しっかり取り組んでほしいとの意見がありました。執行部からは、県民にわかりやすく、共感が得られるような

計画にしたいとの回答がありました。

また、委員から、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する場合に増員された技術職員の人件費に対して地方財政措置を講じるという、国の新しい支援制度が創設されたが、どのように活用するのかとの質問があり、執行部からは、まだ制度の詳細が示されていないので、引き続き国からの情報収集を行い、他県の状況も見ながら、活用について研究したいとの回答がありました。委員からは、防災・減災を推進していくうえで、技術職員の充実は必要であるので、使える制度はできるだけ活用するよう研究してほしいとの要望がありました。

次に、土木部所管の第49号「島根県営住宅条例の一部を改正する条例」では、委員から、県営住宅への入居時に連帯保証人を要する規定を廃止することは大変良いことである。県内市町村において、公営住宅入居時の連帯保証人の規定はどうなっているかとの質問があり、執行部からは、県と同様に連帯保証人を求めないのは安来市を除く7市と美郷町で、残りの11市町村ではこれまでどおり求めるとの回答がありました。委員からは、住宅に困窮する人のための公営住宅であるという公営住宅法に則り、市町村に対して適切な指導や助言を行ってほしいとの要望がありました。

最後に、本委員会では、「男女共同参画社会の実現に向けて」をテーマに、2年間をかけて調査を行うこととしていましたが、本定例会で上程されている組織改正に関する条例案を踏まえ、今年度で調査を終了することになりましたので、その結果を報告いたします。

本委員会では、男女共同参画社会の実現は、地域や職場などあらゆる分野において、女性も男性もその個性や能力を十分に発揮し、子育てや家庭の責任をともに担い、助け合いながら、いきいきと心豊かに暮らすことのできる社会を実現することが重要であると考え、県内外の調査を行ってきました。

まず、県内における男女共同参画の取組についてであります。

本県においては、これまでの取組から、全体的に性別役割分担意識は薄れつつあると言えます。

しかしながら、市町村の審議会等委員に占める女性の割合は26.7%にとどまり、なかでも、市町村防災会議は、地域の防災対策の検討の場に女性の視点を入れるため、女性委員の積極的な登用が求められているにも関わらず、わずか8.6%であります。また、自治会長に占める女性の割合あるいは小学校のPTA会長に占める女性の割合は、いずれも1割に満たず、地域における女性の参画が低い状況にあります。

こうしたなか、県では、公益財団法人しまね女性センターなどとの協働により、6月の男女共同参画推進月間における啓発活動や、地域に向けた防災等をテーマとした講座、学生を対象とした男女共同参画の視点を踏まえたセミナーなどの開催に取り組まれています。また、現在113名の男女共同参画サポーターが県からの委嘱を受け、地域で活動されておりますが、活動の継続には、サポーター同士のチームワークや市町村との連携が重要であるとのことでした。

また、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」は、県の男女共同参画を推進するための拠点施設として平成11年に開館した施設であり、現在、公益財団法人しまね女性センターによって、普及啓発のための講座の開催や啓発資料の収集・貸出、市町村等からの相談対応等が行われておりますが、近年はセンターの職員が地域に出て活動を行うことが多くなってきており、宿泊機能を活かした事業が減少しているとのことでした。

次に、他県の取組についてであります。

今回の調査は、東日本大震災の被災地を調査先として選定いたしました。被災者を支援される方自身も被災して生活もままならない中、女性や子どもの困難な状況を改善しようと、全国の仲間と協力して乗り越えてこられた取組は、われわれが大いに学ぶべきものであります。

宮城県仙台市の公益財団法人せんだい男女共同参画財団では、地域の女性を対象とした女性リーダー育成プログラムを実施しています。東日本大震災の経験から、地域の中で女性が自信を持って活動できることを目的として、宿泊を含む10日間のプログラムを作り、町内会長やNPOのリーダーなどを直接訪問するなどして、参加者を募集しています。この取組により地域の要となる人材との連携が深まり、事業への理解者が増えていました。

宮城県では、職場や家庭における性別役割分担意識の弊害に気づくことを目的に、男性を対象としたセミナーを実施しています。また、慢性的なマンパワー不足にある市町村への支援として、事業の共催や、啓発パネルの貸し出しなどを通して市町村における男女共同参画の機運醸成に取り組まれていました。

福島県では、被災地域の復興を支えるリーダー的存在の女性の育成に取り組んでいます。先進地へのスタディツアーの実施は、女性リーダー同士のつながりづくりの場にもなっていました。また、町村におけるマンパワー不足に対し、男女共同参画アドバイザーを派遣し、市町村男女共同参画計画策定への支援を行っていました。

以上の調査に基づき、本委員会としての意見をとりまとめました。

東日本大震災の被災地では、意思決定の場に普段から女性が参画していなかったために、当時多くの女性が極めて困難な状況に直面したという問題意識を明確に持

っています。「平常時にできていないことは、非常時にはなおさらできない。」というせんだい男女共同参画財団の言葉を、本県においても教訓とすべきであります。

このことをふまえ、男女共同参画社会の実現に向けて、次の3項目を要望するものであります。

① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

あらゆる場面で意思決定の場に女性の参画が実現することが必要である。特に、防災・減災の視点から、市町村防災会議、自治会長やPTA会長など地域や学校の重要な役職について、女性の積極的な参画に取り組むこと。

② 市町村との連携強化

男女共同参画を推進するためには、県のみでの取組では不十分であり、市町村の理解と取組が不可欠である。こうした点を踏まえ、まだ男女共同参画条例を制定されていない町村への支援、市町村における今後の男女共同参画計画の改訂に向けた情報提供、啓発事業の共同開催など市町村との連携を強化すること。

③ 男女共同参画センター「あすてらす」の機能強化

県民一人ひとりの理解をさらに深めるため、市町村支援のための専門員の派遣や地域へのきめ細やかな支援、学校教育との連携、研修事業の充実など、拠点施設である男女共同参画センター「あすてらす」の更なる活用を図ること。そのためにも、公益財団法人しまね女性センターの組織基盤の強化を図り、市町村、しまね女性センターとの連携により、「あすてらす」を拠点とした取組をさらに推進していくこと。

男女共同参画社会基本法が平成11年に施行されて以降、全国において、女性が社会のあらゆる分野における活動に参画するための取組が進むなか、本県は、県民意識、女性の労働力率などが全国に比べて上位にあることを高く評価したいと考えます。

そのうえで、来年度創設される「女性活躍推進課」が、県全体の政策を司る政策企画局に置かれることから、SDGsの17の目標のうち5番目の目標である「ジェンダー平等の実現」は、すべての目標の達成に必要な横断的価値であることが、県全体で共有され、全ての部局と県民の参画により、男女共同参画が着実に推進されることを期待します。

以上が、本委員会の調査テーマに関する調査結果の報告であります。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。